

# 彩の国「新しい生活様式」安心宣言 認定証

埼玉葬祭業協同組合 様

彩の国「新しい生活様式」安心宣言団体  
として認定します



令和2年6月11日

埼玉県知事 大野 元裕



## 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

- 1 三密を徹底的に回避します
  - ・毎時の換気
  - ・一定の数以上の入場制限  
(屋外でお待ちいただきます)
  - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
  - ・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います
  - ・発熱などの症状がある方の制限
  - ・症状のある従業員の出勤制限
  - ・手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒
  - ・マスクの着用
  - ・共用する物品などの最小化
  - ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします
  - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
  - ・対面場所の遮蔽
  - ・毎時の換気と消毒の徹底
  - ・共通タオルの廃止、ハンドドライヤーの使用中止
- 4 安心に向けた工夫をします
  - ・事前予約の最大限の活用
  - ・衣服のごまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません
  - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
  - ・22時以降の酒類提供
- 6 極力制限します
  - ・一度に休憩する人数の制限
  - ・対面での食事や会話の制限
- 7 重症化リスクに配慮します
  - ・高齢者や持病のある方への配慮  
(高齢者利用時間の設定など)
- 8 新しい働き方に向け努力します
  - ・在宅勤務やオンライン会議
  - ・ローテーション勤務、時差通勤

### 業種別宣言

9 埼玉葬祭業協同組合として次の取組を行います。

- ① 座席配置の工夫などにより社会的距離を確保(1m以上、可能なら2m以上)
- ② 施設の換気を行う
- ③ 入場時体温のチェック(滞在時間が長い場合)と入場時マスク着用の呼びかけ
- ④ 入口や焼香台付近に消毒液を設置するとともに、ドアノブ手の触れる部分の消毒を徹底
- ⑤ 会食時は間隔を設ける。また、皿式の料理提供を控えるよう努めるとともに、持ち帰りを勧める
- ⑥ 遺族及び関係者に感染防止対策に留意し葬儀を執り行う旨を伝え協力を求めるよう努める
- ⑦ 参列者名簿の施主による保存と感染者発生時の名簿提供の依頼に努める

これらのほか、全日本葬祭業協同組合連合会の「葬儀業『新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』」に沿った対応を実施する。

宣言日： 令和2年6月2日

名 称： 埼玉葬祭業協同組合

